



ITmedia Inc.

第17回 定時株主総会 招集ご通知

▶開催概要

日時

平成28年6月17日(金曜日) 午後2時

受付開始：午後1時30分

※開始時間が午後からとなっております。

場所

東京都千代田区大手町一丁目3番7号

日経ビル6階 日経カンファレンスルーム

▶決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

アイティメディア株式会社

証券コード：2148

経営理念

メディアの革新を通じて
情報革命を実現し、
社会に貢献する

株主の皆様におかれましては、平素より格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第17回定時株主総会の招集ご通知を作成いたしましたので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

当社ではメディア広告モデル、リードジェネレーションモデルの二つを収益モデルの両輪として運営しておりますが、第17期におきましては、リードジェネレーションモデルの成長に注力いたしました。従来からの主力メディアである「TechTargetジャパン」が順調に成長したことに加え、平成27年4月1日付にて株式会社リクルートホールディングスより「キーマンズネット」事

第17回定時株主総会招集ご通知

1. 日 時	平成28年6月17日（金曜日）午後2時 ※受付開始は午後1時30分を予定しております。
2. 場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番7号 日経ビル6階 日経カンファレンスルーム
3. 目的事項	報告事項 1. 第17期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件 2. 第17期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

業を譲り受けたことにより、リードジェネレーションモデルは大きく拡大し、前年比2.3倍の売上となりました。もう一方のメディア広告モデルはIT&ビジネス分野がけん引し、前年比で8%の売上成長となりました。これらの結果、第17期では過去最高の業績を達成することができました。これも日頃より、株主の皆様にご支援をいただきましたおかげであり、厚く御礼申し上げます。

当社は、「メディアの革新を通じて情報革命を実現し、社会に貢献する」という経営理念の下、さらなる事業拡大、企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年5月26日

代表取締役社長

大槻 利樹



4. その他株主 総会招集に 関する事項

議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の日の3日前（平成28年6月14日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 当社は、法令および当社定款第12条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://corp.itmedia.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・ 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
 - ・ 連結計算書類「連結注記表」
 - ・ 計算書類「株主資本等変動計算書」
 - ・ 計算書類「個別注記表」

したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト <http://corp.itmedia.co.jp/ir/>

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（4ページ～17ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の方法がございます。



株主総会にご出席される場合

日時 平成28年6月17日(金曜日) 午後2時 (受付開始:午後1時30分)

場所 日経ビル6階 日経カンファレンスルーム

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

第16回定時株主総会は、平成27年6月13日(土曜日)に開催され、当日は33名の株主様にご出席いただきました。所要時間は、51分でした。株主総会にぜひ足をお運びください。

午後2:00 開会
報告事項の報告(一部動画)
事業戦略説明
決議事項の内容説明
質疑応答
議案の採決
閉会

● おみやげをご用意しております。 ※出席された株主様お一人様につきお一つとさせていただきます。



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年6月16日(木曜日)午後6時15分 到着分まで

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第26条第2項の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (4) 当社は事業拡大に伴う人員増加に対応し、また当社グループ会社における事業運営の効率化を図るため、本社機能を移転いたしますが、本店移転に伴い現行定款第3条を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。
なお、本変更の効力は、平成28年1月29日開催の取締役会で決定した本店移転日である平成28年7月4日をもって効力を生ずるものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。
- (5) その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更のうち変更案第3条以外につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款

第1章 総 則

第1条～第2条 (条文省略)

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(新 設)

第4条 (条文省略)

第2章 株 式

第5条～第6条 (条文省略)

(新 設)

第7条～第9条 (条文省略)

変更案

第1章 総 則

第1条～第2条 (現行どおり)

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (現行どおり)

第2章 株 式

第6条～第7条 (現行どおり)

(单元未満株主の権利制限)

第8条 当社の单元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条～第11条 (現行どおり)

現行定款

第3章 株主総会

第10条～第15条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は10名以内とする。
(新設)

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②～③ (条文省略)

(取締役の任期)

第19条 (条文省略)
(新設)

(新設)

(新設)

変更案

第3章 株主総会

第12条～第17条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(削除)

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は15名以内とする。
② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
②～③ (現行どおり)

(取締役の任期)

第20条 (現行どおり)
② 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

現行定款

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

②～③ (条文省略)

(取締役会決議の省略)

第22条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

変更案

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

②～③ (現行どおり)

(取締役会決議の省略)

第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	
第24条	(条文省略)
	(取締役の報酬等)
第25条	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は株主総会の決議によって定める。
	(取締役の責任免除)
第26条	(条文省略)
	② 当会社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
	(新 設)
第5章 監査役および監査役会	
	(監査役および監査役会の設置)
第27条	当会社は監査役および監査役会を置く。
	(監査役の員数)
第28条	当会社の監査役は、5名以内とする。

変更案	
第26条	(現行どおり)
	(取締役の報酬等)
第27条	取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
	(取締役の責任免除)
第28条	(現行どおり)
	② 当会社は、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
	(重要な業務執行の決定の委任)
第29条	当会社は、 <u>取締役会の決議によって、会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第5章 監査等委員会	
	(削 除)
	(削 除)

現行定款

(監査役の選任)

第29条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新設)

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

変更案

(削除)

(削除)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第31条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の実任免除)

第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第426条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法定の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は会計監査人を置く。

第38条～第39条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

変更案

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削 除)

(削 除)

第6章 会計監査人

(削 除)

第33条～第34条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現行定款	
第7章 計算	
第41条～第44条	(条文省略)
	(新 設)
	(新 設)
	(新 設)

変更案	
第7章 計算	
第36条～第39条	(現行どおり)
<u>附則</u>	
第1条	当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関し、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
第2条	第3条の変更は、本店移転日である平成28年7月4日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、これを削除する。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	おおつき としき 大槻 利樹 (昭和36年6月27日生)	昭和59年4月 (株)日本ソフトバンク（現 ソフトバンクグループ(株)）入社 平成11年4月 ソフトバンク・パブリッシング(株) (現 SBクリエイティブ(株)）執行役員就任 平成11年12月 ソフトバンク・ジーディーネット(株)（現 当社） 代表取締役社長就任（現任） 平成12年4月 ソフトバンク・パブリッシング(株) (現 SBクリエイティブ(株)）取締役就任 (重要な兼職の状況) (有)ネットビジョン代表取締役	277,800株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 大槻利樹氏は、平成11年の当社設立以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有し、当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	こばやし たかし 小林 教至 (昭和43年11月18日生)	平成3年4月 (株)博報堂ダブルス入社 平成7年5月 (株)アスキー総合研究所入社 平成12年10月 (株)アットマーク・アイティ(現 当社)入社 平成18年4月 当社執行役員人財メディア事業推進部長就任 平成21年4月 当社常務執行役員人財メディア事業部長就任 平成21年7月 当社管理本部長就任 平成23年6月 当社取締役管理本部長就任 平成24年4月 当社取締役ITインダストリー事業部長就任 平成27年4月 当社常務取締役ITインダストリー事業本部長就任(現任) 平成27年10月 (株)ユーザラス(現 発注ナビ(株))代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) 発注ナビ(株)代表取締役社長	39,900株
	<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 小林教至氏は、当社事業部門の責任者および管理本部長を歴任し、当社の経営全般にわたる豊富な知識・経験・見識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かがや あきひろ 加賀谷 昭大 (昭和49年9月4日生)	平成10年4月 (株)間組(現 (株)安藤・間)入社 平成14年4月 (株)セガ入社 平成15年6月 ソフトバンク・パブリッシング(株) (現 SBクリエイティブ(株))入社 平成17年4月 ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング(株) (現 SBクリエイティブ(株))入社 平成20年7月 当社入社 平成22年4月 当社財務経理部長就任 平成24年4月 当社管理本部長就任 平成27年4月 当社執行役員管理本部長就任 平成27年6月 当社取締役管理本部長就任(現任) 平成27年10月 ナレッジオンデマンド(株)監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) ナレッジオンデマンド(株)監査役	5,100株
	<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 加賀谷昭大氏は、これまで当社管理本部長を務め、財務・人事・総務・経営全般にわたる豊富な知識・経験・見識を有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	つちはし こうせい 土橋 康成 （昭和34年8月13日生）	昭和58年 4月 (株)日本ソフトバンク（現 ソフトバンクグループ(株)）入社 平成10年11月 アットワーク(株)（現 SBアットワーク(株)） 監査役就任（現任） 平成12年 3月 ブロードメディア(株)監査役就任（現任） 平成13年10月 トライベック・ストラテジー(株)取締役就任（現任） 平成14年 4月 ソフトバンク・ジーディーネット(株)（現 当社） 取締役就任 平成18年 6月 当社監査役就任 平成19年 4月 ソフトバンククリエイティブ(株)（現 SBクリエイティブ(株)）代表取締役社長就任（現任） 平成19年 4月 ソフトバンクメディアマーケティングホールディングス(株)（現 SBメディアホールディングス(株)）代表取締役社長就任（現任） 平成19年 6月 リアライズ・モバイル・コミュニケーションズ(株)取締役就任（現任） 平成20年 6月 ソフトバンク・ヒューマンキャピタル(株)（現 SBヒューマンキャピタル(株)）代表取締役会長就任（現任） 平成21年 6月 当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） SBメディアホールディングス(株)代表取締役社長 SBクリエイティブ(株)代表取締役社長 SBヒューマンキャピタル(株)代表取締役会長 SBアットワーク(株)社外監査役	8,400株
<p>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】 土橋康成氏は、当社の親会社であるSBメディアホールディングス(株)およびその子会社の経営者として豊富な経験・実績・見識を有し、当社のグループ経営の推進と中長期的な企業価値向上に適任であると判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としております。</p>			

(注) 1 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 土橋康成氏は、現在および過去5年間において、当社の親会社であるSBメディアホールディングス(株)の代表取締役社長であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>しもやま たつや 下山 達也 (昭和36年3月17日生)</p>	<p>昭和58年4月 東邦生命保険（相）入社 平成12年5月 ソフトバンク・メディア・アンド・マーケティング㈱ (現 SBクリエイティブ㈱) 入社 平成14年5月 イングリッシュタウン㈱監査役就任 平成14年12月 リアライズ・モバイル・コミュニケーションズ㈱ 監査役就任（現任） 平成16年7月 イーブック・システム㈱監査役就任 平成17年3月 当社監査役就任（現任） 平成17年3月 エヌ・シー・ジャパン㈱監査役就任 平成17年10月 ソフトバンククリエイティブ㈱（現 SBクリエイティブ㈱） 取締役就任（現任） 平成17年11月 トライベック・ストラテジー㈱監査役就任 平成18年1月 イーシーリサーチ㈱監査役就任 平成19年4月 ソフトバンク メディアマーケティング ホールディングス㈱ (現 SBメディアホールディングス㈱) 取締役就任（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) SBメディアホールディングス㈱取締役 SBクリエイティブ㈱取締役管理本部長</p>	5,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	さいとう たかし 齊藤 太嘉志 （昭和37年4月8日生）	昭和60年 4月 (株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）入社 平成10年 1月 (株)メディアファクトリー（現(株)KADOKAWA）出向 平成15年 4月 (株)リクルート マーケティング局 エグゼクティブマネージャー就任 平成19年10月 (株)リクルートメディアコミュニケーションズ （現(株)リクルートコミュニケーションズ）出向 経営企画部長 就任 平成24年10月 (株)リクルートマーケティングパートナーズ アド・オプティマイゼーション推進室 シニアマネージャー就任 平成27年 4月 (株)リクルートマーケティングパートナーズ退社 平成27年 6月 当社取締役就任（現任）	一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	さがわ あきお 佐川 明生 （昭和48年3月12日生）	平成11年 4月 司法研修所入所 平成12年10月 古田アンドアソシエイツ法律事務所 （現 弁護士法人フレア法律事務所）入所 平成14年 4月 同法律事務所の法人化に伴い社員弁護士に就任 平成19年 2月 (株)MOT監査役就任 平成19年 6月 当社監査役就任（現任） 平成20年11月 (株)ダブルエー監査役就任（現任） 平成26年 3月 弁護士法人フレア法律事務所退所 平成26年 3月 A・佐川法律事務所設立代表就任（現任） 平成28年 3月 ダーウィンシステム(株)監査役就任（現任）	3,600株

(注) 1 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2 齊藤太嘉志氏及び佐川明生氏は、社外取締役候補者であります。

- 齊藤太嘉志氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、(株)リクルート（現(株)リクルートホールディングス）における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識に基づき、これまで社外取締役として、当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社の経営に参画いただくことで、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- 佐川明生氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士資格を有し、企業法務に精通しており、法務に関する相当程度の知見に基づき、これまで社外監査役として、当社の経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- 3 齊藤太嘉志氏は、当社が平成27年4月1日付で㈱リクルートホールディングスからキーマンズネット事業を譲り受ける前において、当社の社外取締役または監査役ではなく、かつ、同社の子会社である㈱リクルートマーケティングパートナーズの業務執行者でありました。
- 4 当社は、齊藤太嘉志氏、佐川明生氏が選任された場合、各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- 5 齊藤太嘉志氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 6 当社は、佐川明生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、齊藤太嘉志氏が選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月15日開催の第8回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

提供書面

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1 アイティメディアグループの現況**(1) 当事業年度の事業の状況****事業の経過及び成果**

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策と世界経済の回復を背景に、円安や株高の基調が維持され、原油価格の下落も後押しとなったことで、企業業績を中心に景気の緩やかな回復傾向が継続しました。

当社グループの主要顧客であるIT&ビジネス分野では、国内IT投資が堅調に推移し、広告出稿意欲の改善が継続しております。産業テクノロジー分野では、円安により自動車関連業を中心とした輸出企業において業績が改善していますが、半導体などエレクトロニクス市場では成長鈍化の兆しが見られます。コンシューマー分野では、iPhone 6s、Windows 10など注目度の高い製品／サービスが断続的に発表されている一方で、国内大手家電メーカーの一部が不調に陥るなど濃淡があります。

当社グループは、メディア事業の単一セグメントであり、その収益モデルはメディア広告が中心でありましたが、インターネット専門メディアならではの革新を図り、収益モデルの多元化を志向してきました。近年その成果として、リードジェネレーション※モデル(以下、「リードジェンモデル」という。)を確立し、メディア広告モデルと共に当社の収益モデルの両輪と位置付けております。

平成27年4月1日付にて株式会社リクルートホールディングスより「キーマンズネット」事業を譲り受けたこと、また、平成27年10月1日付にて株式会社ユーザラス(現発注ナビ株式会社)の全株式を取得したことにより、リードジェンモデルの事業規模が大きく拡大しており、今後はさらに「TechTargetジャパン」を主力とした各メディアの統合的な運営、最新のテクノロジーやデータの活用によるリードジェンモデルの高度化を図ることにより、当社グループの中長期的な成長を実現してまいります。

こうした状況下におきまして、当社グループでは、成長戦略のとおり需要が拡大するリードジェンモデルの販売に注力し、従来からの主力メディアである「TechTargetジャパン」に加え、「キーマンズネット」が期待通りの貢献を果たしたことで、大きな成長を実現しました。一方のメディア広告モデルについても、IT&ビジネス分野がけん引する形で成長しており、リードジェンモデルと合わせて収益の両輪が共に拡大しました。

このような結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は43億76百万円(前年同期比38.3%増)、営業利益は8億25百万円(同68.7%増)、経常利益は8億26百万円(同63.0%増)及び親会社株主に帰属する当期純利益は5億27百万円(同79.7%増)となりました。

※ リードジェネレーション：Webサイトでのコンテンツ掲載や展示会への出展、セミナー開催などを通じて見込み客の情報を獲得するマーケティングの手法です。

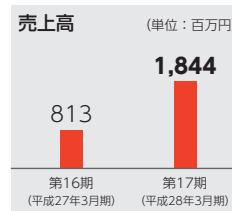
	第16期 (平成27年3月期)	第17期 (平成28年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額	増減率
売上高	3,163,396	4,376,490	1,213,094千円増	38.3%増
営業利益	488,988	825,124	336,135千円増	68.7%増
経常利益	506,704	826,135	319,430千円増	63.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	293,566	527,420	233,854千円増	79.7%増

当社グループは、メディア事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしていません。なお、収益モデル別の当連結会計年度の業績概要は以下のとおりであります。

リードジェンモデル

売上高
18億44百万円
(前連結会計年度比126.9%増)

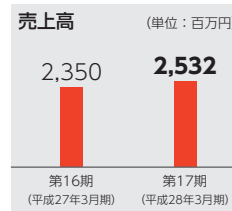
当社の中期的な成長軸と位置付けているリードジェンモデルにおきましては、前連結会計年度より増収増益し、売上高は18億44百万円、営業利益3億85百万円となりました。主力メディアである「TechTargetジャパン」が成長を継続し、さらに当期より「キーマンズネット」・「発注ナビ」が加わったことで、事業規模が大きく拡大しております。



メディア広告モデル

売上高
25億32百万円
(前連結会計年度比7.7%増)

メディア広告モデルにおきましては、前連結会計年度より増収増益し、売上高は25億32百万円、営業利益4億40百万円となりました。ITエキスパート向けのメディア「@IT (アットマーク・アイティ)」やビジネスパーソン向けの「ITmedia ビジネスオンライン」を中心にIT&ビジネス分野が増収をけん引、コンシューマー分野の「ねとらば」も順調に成長を続けております。



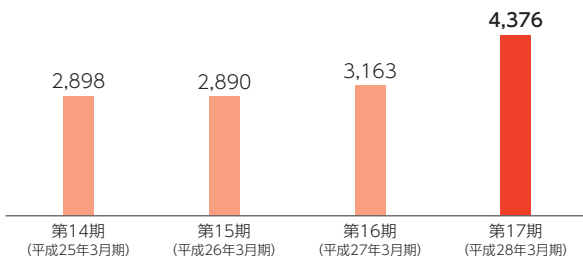
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第14期 (平成25年3月期)	第15期 (平成26年3月期)	第16期 (平成27年3月期)	第17期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売上高	(千円)	2,898,817	2,890,480	3,163,396	4,376,490
営業利益	(千円)	183,005	326,125	488,988	825,124
経常利益	(千円)	187,243	331,165	506,704	826,135
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	128,396	202,194	293,566	527,420
1株当たり当期純利益	(円)	20.47	32.07	45.76	27.15
総資産	(千円)	4,058,515	4,266,736	4,853,188	5,504,264
純資産	(千円)	3,703,886	3,917,439	4,251,762	4,670,476

- (注) 1 1株当たり当期純利益については、期中平均株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
 2 当社は、平成27年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
 3 当社は、平成27年4月1日付で株式会社リクルートホールディングスより「キーマンズネット」事業を取得いたしました。
 4 当社は、平成27年10月1日付で株式会社ユーザラス（現 発注ナビ株式会社）の全株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。

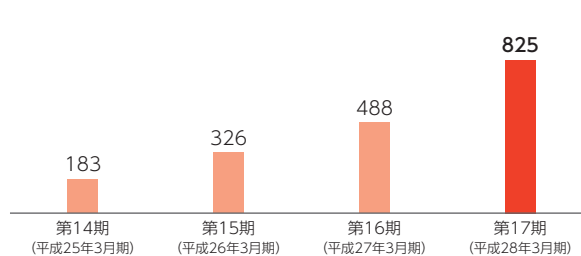
売上高

(単位：百万円)



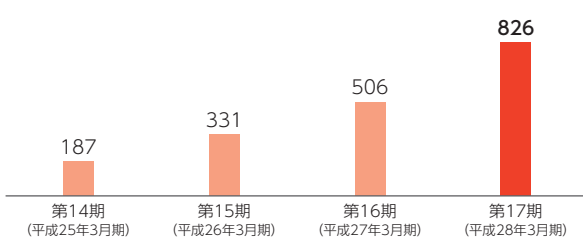
営業利益

(単位：百万円)



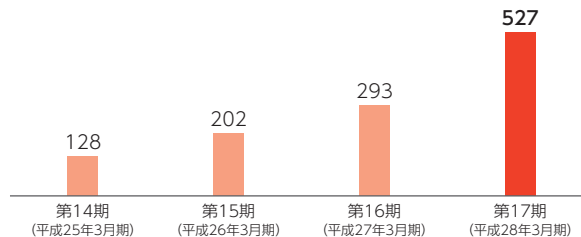
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	主要な事業内容
ソフトバンクグループ株式会社	238,772	57.9	純粋持ち株会社
SBメディアホールディングス株式会社	100	53.8	中間持ち株会社

(注)平成28年4月1日付で、ソフトバンクグループ株式会社は、当社が保有するSBメディアホールディングス株式会社の全株式を同社の完全子会社であるソフトバンクグループジャパン合同会社へ移管したことに伴い、ソフトバンクグループジャパン合同会社についても当社の親会社となりました。

② 重要な子会社等の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
発注ナビ株式会社	55,000	100.0	会社検索・比較サイト「発注ナビ」運営
有限会社ネットビジョン	3,000	100.0	ドメイン保有

(注) 1. 平成27年10月1日に株式会社ユーザラス（現 発注ナビ株式会社）の株式を取得し、同社を連結子会社としました。
2. 平成27年10月1日にナレッジオンデマンド株式会社の株式を取得し、同社を持分法適用関連会社としました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、旧来のメディアビジネスのオンライン化を推進してきており、その収益モデルはメディア広告が中心ですが、同時にその多様化とインターネットならではの革新を志向してきました。近年ではその成果として、リードジェンモデルを確立し、メディア広告モデルと共に当社の両輪と位置づけております。強力なリードジェンモデルを備えていることが、当社グループを他社と差別化し、競争優位をもたらしており、当社グループの中期的な成長もリードジェンモデルから生まれるものと見込んでおります。

中期においてはその成長を確実なものとし、さらにその先に向けた長期での成長を図るべく、以下の3つを重要成長戦略と位置づけ、引き続きインターネットならではの革新を志向してまいります。

① 収益モデルの多元化

- ・最新のテクノロジーやデータを活用し、リードジェンモデルの高度化を図ること

② メディア領域の拡大

- ・蓄積されたノウハウをもってメディア広告、リードジェンの両モデルにおけるメディア領域の拡大を図ること

③ スマートメディアビジョンの推進

- ・スマートデバイスやソーシャルメディアの普及に対応した新たなメディアを開発すること

上記を実現し、企業価値を高めていくため、次の点を課題として認識し、取り組んでいく所存です。

① スマートデバイスからのアクセスを重視したメディアの拡充

スマートメディアビジョンの推進にあたって、スマートデバイスでの利用に最適化したメディアの拡充が必要と認識しています。近い将来、インターネットへのアクセス数は、スマートデバイス経由がパソコン経由のアクセス数を超えると予測されており、インターネット専門メディア企業である当社グループは、大きな事業環境の変化と捉えております。当社グループでは、IT総合情報ポータル「ITmedia」、「ねとらぼ」などのウェブサイトやiPhoneやAndroid端末などのスマートデバイスに最適化させて素早く表示する「スマートフォンビュー」を公開しております。今後もさらにスマートデバイス向けのメディアを拡充してまいります。

② ビジネスモデルの多様化

当社グループの業績は、顧客企業からの広告売上に大きく依存しております。引き続き広告売上が大きな収益源になると考えておりますが、同時に新たなビジネスモデルの確立余地も大きいと考えております。今後、当社グループでは、メディア広告売上の拡大に努めるとともに、両輪となっているリードジェン売上にそれ以上に拡大し、同等の規模にまで高めることを目指します。

③ メディア・テクノロジーを駆使した商品開発力の強化

インターネット広告の手法の進化やデバイスの多様化により、インターネット広告商品のライフサイクルが短期化する傾向にあります。また、当社グループの顧客企業のニーズは、リードジェンに代表されるマーケティング活動の費用対効果の高い商品であると認識しております。このような環境下においては、顧客企業のニーズを先取りした商品の開発と投入のスピードを速める必要があります。今後、当社グループにおける技術力及び営業スキルの向上とそれを実現する組織体制・制度の構築を進めてまいります。

④ 会員数の拡大

当社が運営するウェブサイトを訪れるユニークブラウザ^{※1}数は約2,661万/月に及び、多くの読者からの支持をいただいております。読者の支持を拡大すべく、情報取得の利便性と満足度向上を目的に当社グループのメディアを横断する会員制度「アイティメディアID」を運営しております。また、平成27年4月1日に譲り受けた「キーマンズネット」でも独自の会員制度を運営しております。これらの会員制度により、当社グループの顧客企業に対して、付加価値の高い商品を提供することが可能となっております。当連結会計年度末現在、「アイティメディアID」、「キーマンズネット」の累計会員数は104万人を突破しておりますが、今後も会員数の拡大を進めてまいります。

⑤ コンテンツ作成プロセスの効率化とソーシャルメディアとの連携強化

「Facebook」^{※2}、「Twitter」^{※3}などのSNSやブログなどのソーシャルメディアの普及によって、企業や個人の情報発信機会と能力がますます高まっており、メディア企業が運営するメディアの相対的価値の低下が懸念されます。当社グループでは、すでにブログメディア「オルタナティブ・ブログ」、「エンジニアライフ」、「マーケティング通信」の運営、ブログネットワーク向けの広告商品の開発、販売等を行っております。今後もコンテンツ作成プロセスの効率化及びソーシャルメディアとの連携など、新たなメディアの価値創造に積極的に取り組んでまいります。

⑥ メディア領域の拡大及びメディア隣接事業領域の拡大

当社グループは、IT&ビジネス分野、産業テクノロジー分野、コンシューマー分野の3つのメディア分野を事業領域として、専門性の高い情報を提供し、多くのユーザーより支持をいただいております。今後、当社グループが持続的な成長をするため、既存メディア分野の周辺領域を中心とした新たなメディア領域への進出ならびにメディア隣接事業領域の拡大に積極的に取り組んでまいります。

⑦ メディア企業としての社会的信頼性の強化

当社グループのメディアが発信する記事の中には、企業の決算や戦略、買収や事業提携、新製品情報など社会的影響度の高い情報が多く含まれております。メディア企業としてのブランド力と高い信頼性を維持・強化するためには、情報発信において常に細心の注意を払い、事実の確認や裏付けを行なった上で適切な時期に信頼に足る情報を提供していく必要があります。

当社グループは、メディア企業として求められる倫理性を常に保ち、情報提供者としての社会的責任を重んじた事業活動を行なってまいります。

⑧ 人材の能力向上と制度改革

当社グループにとって重要な経営資源の1つが人材です。テクノロジーの進化やメディア形態の多様化、インターネット広告商品のライフサイクル短期化といった外部環境の変化や当社グループの戦略に伴い、当社グループの人材に必要な知識や能力、意識も短いサイクルで変化・成長していくことが欠かせません。当社グループにおいて必要なスキルの種類とレベルを定義するとともに、中長期視点での社員のキャリア計画制度を導入しております。これら制度を運用するとともに、採用・育成・評価・報酬制度などの人事制度の継続的な改善を積極的に進めてまいります。

- ※1 ユニークブラウザ：ある一定期間内にウェブサイトアクセスされた、重複のないブラウザ数をさします。ウェブサイトの人気や興味の度合い、その推移を判断する指標として広く用いられています。
- 2 Facebook：米国Facebook社が運営する世界最大級のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）。利用者は、Facebook内に専用のページを持つことができます。近年、個人の利用のほか、法人の利用が拡大しております。
- 3 Twitter：米国Twitter社が運営する無料のミニブログサービス。ユーザーが「ツイート」（つぶやき）と呼称される短文を投稿することで口コミ的に情報が伝播されます。個人ユーザーのみならず、メディアや企業の情報提供活動にも利用されています。

(5) アイティメディアグループの主要な事業セグメント

当社グループは、当社及び連結子会社である発注ナビ株式会社、有限会社ネットビジョン（ドメイン※保有）及び持分法適用関連会社のナレッジオンデマンド株式会社の計4社で構成されており、インターネット専門メディア企業として、IT（情報技術）を中心に専門性の高い情報（ニュースや技術解説記事等）をユーザーに提供するメディア事業を中心に展開しております。

当社グループは、メディア事業の単一セグメントであります。収益モデル別の概要は次に記載のとおりであります。

収益モデル	顧客分野	主要メディア・サービス	情報の内容	対象とするユーザー
リードジェンモデル	IT&ビジネス分野	[TechTargetジャパン]	IT関連製品やサービスの導入・購買を支援する情報並びに会員サービス	企業の情報システムの導入に意思決定権を持つキーパーソン
		[キーマンズネット]		
		[発注ナビ]	情報システム開発会社検索・比較サービス	企業の情報システム開発の発注担当者
		[ITmedia マーケティング]	デジタルマーケティングの最新動向や製品・サービスの情報	企業のマーケティング活動に携わる担当者
メディア広告モデル	IT&ビジネス分野	[@IT] [@IT自分戦略研究所]	専門性の高いIT関連情報・技術解説	システム構築や運用等に携わるIT関連技術者
		[ITmedia ニュース] [ITmedia エンタープライズ] [ITmedia エグゼクティブ]	IT関連ニュース及び企業情報システムの導入や運用等の意思決定に資する情報	IT業界関係者、企業の情報システム責任者及び管理者
		[ITmedia ビジネスオンライン]	時事ニュースの解説、仕事効率向上に役立つ情報	20~30代ビジネスパーソン
	産業テクノロジー分野	[MONOist] [EE Times Japan] [EDN Japan]	産業テクノロジー分野の最新技術解説並びに会員サービス	製造業を中心とした技術者
		[スマートジャパン]	節電・蓄電・発電のための製品検討や導入に役立つ情報	企業や自治体の総務部、システム部、小規模工場経営者
	コンシューマー分野	[ITmedia Mobile] [ITmedia PC USER] [ITmedia LifeStyle] [ITmedia ヘルスケア]	パソコン、スマートフォン、AV機器等デジタル関連機器の製品情報、活用情報	デジタル関連機器等の活用に積極的な消費者
		[ねとらぼ]	ネット上の旬な話題の提供	流行に敏感なインターネットユーザー

※ドメイン：インターネットに接続するネットワークの組織名を示す言葉で、インターネット上の住所にあたります。組織の固有名と組織の種類、国名で構成されています（例itmedia.co.jp）。日本では日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が管理しています。一般に企業名を表すco.jpドメインは、1組織1ドメインのみ登録・取得が可能です。

(6) アイティメディアグループの主要拠点等

主要な営業所及び工場

当社本社 東京都港区

(7) 従業員の状況

① アイティメディアグループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
202名 [40名]	27名増 [18名増]

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197名 [40名]	22名増 [18名増]	37.9歳	7.3年

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 **60,000,000株**

(注) 平成27年12月1日付にて実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、発行可能株式総数は40,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 **19,731,000株（自己株式301,599株）**

(注) 株式分割（1株を3株に分割）の実施により、発行済株式の総数は、13,154,000株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 **2,516名（前期末比756名増）**

(4) 単元株式数 **100株**

(5) 上位10名の大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SBメディアホールディングス株式会社	10,457,400	53.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	837,300	4.31
ヤフー株式会社	784,800	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	701,000	3.61
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	582,000	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	529,400	2.72
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	468,600	2.41
新野 淳一	367,500	1.89
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	341,100	1.76
大槻 利樹	277,800	1.43

(注) 当社は、自己株式301,599株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成25年4月25日取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	2,720個
保有人数 当社役員（社外役員を除く） 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く）	4名 142名
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	当社普通株式 816,000株
新株予約権の発行価額	400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）	161円
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日～平成31年6月30日
新株予約権の主な行使条件	①次に掲げる各号の一に該当した場合には、直ちにかかる日において未行使の新株予約権は消滅する。 a) 在籍する会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合 b) 会社法第331条に規定する欠格事由に該当するに至った場合 c) 会社法第356条に違反する競業取引を行なった場合 d) 会社法第356条に定める行為を行ない、当社に対して損害賠償責任を負うべき場合 e) 当社に書面による承諾なしに当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、使用人、顧問、相談役もしくはコンサルタントに就任又は就職した場合

	<p>f) 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>g) 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為をした場合</p> <p>h) 新株予約権割当契約又はこれに関連する契約に違反した場合</p> <p>i) 本新株予約権を放棄した場合</p> <p>j) 権利行使期間到来前に死亡した場合</p> <p>②以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げた数とする。</p> <p>a) 平成28年3月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（i）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数を有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。 （i）平成28年3月期 営業利益6億円</p> <p>b) 上記a) に定める（i）の条件を充たす前に、平成26年3月期から平成28年3月期のいずれかの期の営業利益が2億円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>c) 上記a) およびb) における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定める。</p> <p>d) 上記a) にかかわらず、新株予約権者は、権利行使の時に、当社ならびに当社の子会社および関連会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職、その他取締役会が認める正当な事由のある場合は、この限りではない。</p> <p>e) 上記d) にかかわらず、新株予約権者が権利行使期間開始後において死亡により権利行使資格を喪失した場合、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでの間、新株予約権者の死亡の日において行使できた新株予約権を行使することができる。</p>
--	---

（注）平成27年12月1日付の株式分割（1株から3株）に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	大槻利樹	(有)ネットビジョン代表取締役
常務取締役 ITインダストリー事業本部長	小林教至	発注ナビ(株)代表取締役社長
取締役 管理本部長	加賀谷昭大	ナレッジオンデマンド(株)監査役
取締役 スマートコンシューマー事業部長	斎藤健二	—
取締役	土橋康成	SBメディアホールディングス(株)代表取締役社長 SBクリエイティブ(株)代表取締役社長 SBヒューマンキャピタル(株)代表取締役会長 SBアットワーク(株)社外監査役
取締役	斉藤太嘉志	—
常勤監査役	神寄眞澄	発注ナビ(株)監査役
監査役	下山達也	SBメディアホールディングス(株)取締役 SBクリエイティブ(株)取締役管理本部長
監査役	樋口理	—
監査役	佐川明生	弁護士

(注) 1 取締役土橋康成及び斉藤太嘉志は、社外取締役であります。

2 監査役下山達也及び佐川明生は、社外監査役であります。

なお、佐川明生は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

3 監査役下山達也は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

①後藤周子氏は、平成27年6月13日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

②平成27年6月13日開催の第16回定時株主総会において、加賀谷昭大氏及び斉藤太嘉志氏が取締役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	83,550 (2,700)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	15,450 (2,850)
合 計 (うち社外役員)	11 (4)	99,000 (5,550)

(注) 1 取締役の報酬限度額は、平成19年6月15日開催の第8回定時株主総会決議において年額200百万円以内 (うち社外取締役20百万円以内) と決議しております。

2 監査役の報酬限度額は、平成19年6月15日開催の第8回定時株主総会決議において年額40百万円以内と決議しております。

② 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、親会社等又は親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は49,500千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	土橋 康成	SBメディアホールディングス株式会社	代表取締役社長	当社の発行済株式の53.0%を保有しております。
		SBクリエイティブ株式会社	代表取締役社長	従業員の出向等を行っております。
		SBヒューマンキャピタル株式会社	代表取締役会長	広告の販売等の取引を行っております。
		SBアットワーク株式会社	社外監査役	給与計算等の人事関連業務の委託を行っております。
社外監査役	下山 達也	SBメディアホールディングス株式会社	取締役	当社の発行済株式の53.0%を保有しております。
		SBクリエイティブ株式会社	取締役管理本部長	従業員の出向等を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 土橋 康成	当事業年度開催の取締役会には、13回全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っています。
社外取締役 斉藤 太嘉志	平成27年6月13日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会11回全てに出席、議案審議等につき、豊富なビジネス経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。
社外監査役 下山 達也	当事業年度開催の取締役会には、13回全てに出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。 また、当事業年度開催の監査会には、15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社外監査役 佐川 明生	当事業年度開催の取締役会には、13回全てに出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。 また、当事業年度開催の監査会には、15回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33,500千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	6,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	39,500千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんが、上記の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬及び概算額を含めております。
- 2 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）に関する助言業務を委託し、その対価を支払っています。
- 3 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の独立性をはじめとする職業的専門家としての適格性及び職務遂行の状況等について常に留意するとともに、継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合、又は会計監査人の継続監査年数などを勘案し、解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程する方針です。

(5) 過去2年間の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

当社グループの取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、当社に「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

② 内部通報制度

コンプライアンス上、疑義のある行為については、社内の通報窓口あるいは社外の弁護士、専門家を通じて、当社グループの取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を制定しております。

内部通報制度を利用して通報が行われた場合、通報内容は通報窓口から当社監査役に全て報告することとしております。

③ 内部監査室

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規則等の遵守を確保しております。また、当社グループの内部監査部門の連携により、当社グループのコンプライアンス体制の維持、向上を図ることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切、確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理しております。取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

対策本部

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社社長を本部長とする「対策本部」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンスに関しては、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、管理本部長を長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。なお、当社グループの新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に定める方法により、当社グループの取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

- ①当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループの目標を単年度、中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標及び予算を設定した経営計画を策定しております。
- ②各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。
- ③月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、経営会議、担当取締役、取締役会に報告しております。
- ④取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。
- ⑤上記④の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。
- ⑥反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営管理を行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。当該使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保することとしております。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、業務または業績に与える重要な事項について、監査役に報告しております。監査役は経営会議、内部監査報告会等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書、報告書の回付により報告を行うものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社グループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとしております。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めております。
- ②当社グループは、上記①の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。
- ③監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保しております。また、監査役は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の遂行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(9) 財務報告にかかる内部統制の整備及び運用に対する体制

- ①内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行なうため、代表取締役社長の指示のもと財務報告にかかる内部統制を整備し、運用する体制構築を行なっております。なお、体制構築及び制度の運用に関してはプロジェクトチームを編成し、全社横断的な各部門の協力体制により行なっております。
- ②取締役会は、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視しております。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 重要な会議の開催状況

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令及び定款に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査役が出席する「経営会議」を原則週1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

(2) コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的実施しております。

内部監査を担当する内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、社内イントラネットにおいて、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

(3) リスク管理体制

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社社長を本部長とする「対策本部」、コンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」及び情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ委員会」を設置し、これ

らの委員会を通じてリスクの属性に応じた検討、対策が行われております。

また、当社グループの役員、従業員を対象に災害を含む緊急時における対応方法及び連絡先を記載した「緊急時連絡・対応マニュアル」カードを配布し、有事の際のリスクの最小化に努めております。

(4) 子会社及び関連会社の経営管理体制について

子会社及び関連会社の経営管理については、当社の役員または社員を取締役又は監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

(5) 監査役の監査体制

監査役は、社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等と連携を図っており、また、取締役会への出席及び常勤監査役による重要な会議への出席並びに取締役・従業員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

8 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「内部統制システムの整備の基本方針」において、「反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。」と明文化しております。

(2) 整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンスマニュアル」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしています。社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（管理本部）が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対して、管理本部は、上記機関に相談し対応することとしております。

9 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めのあるときの権限行使の方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして位置づけており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

当事業年度におきましては、1株当たり8円の間中間配当を実施いたしました。また、期末配当は1株当たり4円とさせていただきます。

※当社は、平成27年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の間中間配当は、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

今後につきましても、事業展開の状況と各期の経営成績を総合的に勘案しながら、株主への利益配当を実施すべく検討していく方針としております。また、内部留保資金の用途につきましても、今後の事業展開への設備投資等の資金需要に備えていくこととしております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第17期 平成28年3月31日現在	(ご参考) 第16期 平成27年3月31日現在	科目	第17期 平成28年3月31日現在	(ご参考) 第16期 平成27年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	4,209,443	4,109,551	流動負債	829,779	573,989
現金及び預金	2,668,080	2,809,126	買掛金	82,354	60,793
売掛金	740,551	574,024	未払金	101,903	67,481
有価証券	600,000	600,000	未払法人税等	212,415	154,629
仕掛品	8,692	4,811	賞与引当金	158,363	128,369
繰延税金資産	110,700	68,000	資産除去債務	26,473	—
その他	86,029	58,204	その他	248,269	162,715
貸倒引当金	△4,610	△4,616	固定負債	4,008	27,436
固定資産	1,294,820	743,637	リース債務	4,008	4,052
有形固定資産	46,551	91,170	資産除去債務	—	23,383
建物及び構築物	28,131	60,481	負債合計	833,787	601,426
工具器具及び備品	15,520	30,688	純資産の部		
建設仮勘定	2,900	—	株主資本	4,667,152	4,249,831
無形固定資産	644,568	88,490	資本金	1,670,507	1,670,507
のれん	349,664	—	資本剰余金	1,714,040	1,714,040
ソフトウェア	138,193	83,395	利益剰余金	1,327,060	909,740
その他	156,710	5,095	自己株式	△44,456	△44,456
投資その他の資産	603,700	563,976	その他の包括利益累計額	2,236	806
投資有価証券	302,954	466,577	その他有価証券評価差額金	2,236	806
繰延税金資産	131,506	34,136	新株予約権	1,088	1,124
その他	169,240	63,263	純資産合計	4,670,476	4,251,762
資産合計	5,504,264	4,853,188	負債純資産合計	5,504,264	4,853,188

(注) 記載金額は千円単位を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第17期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(ご参考) 第16期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高	4,376,490	3,163,396
売上原価	1,649,424	1,223,925
売上総利益	2,727,065	1,939,470
販売費及び一般管理費	1,901,941	1,450,481
営業利益	825,124	488,988
営業外収益	13,306	18,092
受取利息	13,306	18,092
営業外費用	12,295	376
支払利息	99	119
持分法による投資損失	7,182	—
為替差損	5,013	256
経常利益	826,135	506,704
特別利益	—	200
投資有価証券売却益	—	200
特別損失	46,727	42,222
本社移転費用	46,727	—
減損損失	—	28,123
事業撤退損	—	3,231
厚生年金基金脱退損失	—	10,868
税金等調整前当期純利益	779,408	464,681
法人税、住民税及び事業税	274,140	161,115
法人税等調整額	△22,153	10,000
当期純利益	527,420	293,566
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	527,420	293,566

(注) 記載金額は千円単位を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第17期 平成28年3月31日現在	(ご参考) 第16期 平成27年3月31日現在
資産の部		
流動資産	4,197,811	4,107,806
現金及び預金	2,658,841	2,807,381
売掛金	737,429	574,024
有価証券	600,000	600,000
仕掛品	8,692	4,811
前払費用	45,023	37,678
繰延税金資産	106,000	68,000
その他	46,428	20,525
貸倒引当金	△4,604	△4,616
固定資産	1,285,618	746,637
有形固定資産	46,551	91,170
建物	28,131	60,481
工具器具及び備品	15,520	30,688
建設仮勘定	2,900	—
無形固定資産	485,451	88,490
のれん	195,869	—
商標権	4,547	4,735
ソフトウェア	132,870	83,395
顧客関連資産	151,803	—
その他	360	360
投資その他の資産	753,615	566,976
投資有価証券	268,137	466,577
関係会社株式	185,000	3,000
長期前払費用	—	2,067
繰延税金資産	131,506	34,136
差入保証金	153,972	61,195
その他	15,000	—
資産合計	5,483,429	4,854,444

(注) 記載金額は千円単位を切り捨てて表示しております。

科目	第17期 平成28年3月31日現在	(ご参考) 第16期 平成27年3月31日現在
負債の部		
流動負債	794,513	573,919
買掛金	81,949	60,793
リース債務	2,568	2,526
未払金	98,789	67,481
未払費用	65,983	34,307
未払法人税等	211,084	154,559
資産除去債務	26,473	—
前受金	109,339	40,538
預り金	8,184	6,681
賞与引当金	156,472	128,369
その他	33,667	78,659
固定負債	4,008	27,436
リース債務	4,008	4,052
資産除去債務	—	23,383
負債合計	798,521	601,356
純資産の部		
株主資本	4,681,583	4,251,157
資本金	1,670,507	1,670,507
資本剰余金	1,714,040	1,714,040
資本準備金	1,714,040	1,714,040
利益剰余金	1,341,491	911,065
その他利益剰余金	1,341,491	911,065
繰越利益剰余金	1,341,491	911,065
自己株式	△44,456	△44,456
評価・換算差額等	2,236	806
その他有価証券評価差額金	2,236	806
新株予約権	1,088	1,124
純資産合計	4,684,907	4,253,088
負債純資産合計	5,483,429	4,854,444

損益計算書

(単位：千円)

科目	第17期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(ご参考) 第16期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売上高	4,329,054	3,163,396
売上原価	1,645,246	1,223,925
売上総利益	2,683,807	1,939,470
販売費及び一般管理費	1,850,590	1,450,478
営業利益	833,217	488,992
営業外収益	14,505	18,091
受取利息	1,428	813
有価証券利息	11,877	17,278
業務受託手数料	1,200	—
営業外費用	5,113	376
支払利息	99	119
為替差損	5,013	256
経常利益	842,610	506,707
特別利益	—	200
投資有価証券売却益	—	200
特別損失	46,727	42,222
本社移転費用	46,727	—
減損損失	—	28,123
事業撤退損	—	3,231
厚生年金基金脱退損失	—	10,868
税引前当期純利益	795,883	464,684
法人税、住民税及び事業税	272,810	161,045
法人税等調整額	△17,453	10,000
当期純利益	540,525	293,639

(注) 記載金額は千円単位を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	望月明美 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋武尚 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイティメディア株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイティメディア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

アイティメディア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 望月明美 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大橋武尚 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイティメディア株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

アイティメディア株式会社 監査役会

常勤監査役 神 寄 真 澄 ⑩

社外監査役 下 山 達 也 ⑩

監 査 役 樋 口 理 ⑩

社外監査役 佐 川 明 生 ⑩

以 上

<ご参考> IRサイトのご案内

当社のIRサイトでは、アイティメディアの事業内容、沿革、ビジョンや社員の姿、また最新のIR情報や決算説明会・株主総会の動画配信等、当社の姿がわかりやすく伝わる情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

アクセスはこちら <http://corp.itmedia.co.jp/ir/>

アイティメディアIR

QRコード読み取り機能のあるモバイル機器をお持ちの方はこちらからアクセスできます。



IRサイトTOP画面

投資家向け動画



<ご参考> リードジェネレーションのご紹介

当社のコーポレートサイトにて、リードジェネレーションモデルについてご紹介する動画を掲載しております。ぜひご覧ください。

アクセスはこちら <http://corp.itmedia.co.jp/corp/leadgenvideo>

インターネットならではの「見込み客発見サービス」
リードジェネレーション



収益の多元化に向けた取り組み

法人向けIT製品選定サービス「キーマンズネット」を譲受

2015年4月1日付で、株式会社リクルートホールディングスより、法人向けIT製品選定サービス「キーマンズネット」を譲り受けました。これにより、「TechTargetジャパン」と合わせてリードジェネレーション市場で圧倒的なシェアを獲得することとなり、顧客数が大きく拡大、当期の業績にも多大な貢献を果たしています。

キーマンズ ネット

発注ナビを運営する株式会社ユーザラス(現 発注ナビ株式会社)を完全子会社化

当社中期成長の基軸であるリードジェネレーションモデルをさらに強化すべく、2015年10月1日、システム開発案件のマッチングサービスサイト「発注ナビ」を運営する株式会社ユーザラスを完全子会社化しました。IT製品だけでなく、システム開発案件にまでカバレッジを広げ、当社既存メディアとのシナジーを図ることで、より事業を成長させていきます。



ナレッジオンデマンド株式会社を持分法適用関連会社化

2015年10月1日付で、ナレッジオンデマンド株式会社が実施する第三者割当増資を引き受け、出資を行いました。将来的な子会社化を視野に入れつつ、資金面／事業面での支援を行うことで、新規事業の拡大を図ります。同社はWeb対応に大きな強みを持つマニュアル制作業界向けソフトウェア「WikiWorks(ウィキワークス)」の開発・販売を手掛けており、当社の支援を受けて、マニュアル制作の革新に取り組んでいます。

Knowledge
on Demand

株式の流動性向上に向けた取り組み

株式分割を行いました

当社株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的として、普通株式1株を3株に分割いたしました。今後も当社は、皆様との関係がよりよいものとなるよう努めてまいります。

分割の方法	当社普通株式1株につき3株の割合で分割	
基準日	2015年11月30日	
効力発生日	2015年12月1日	
増加した株式数	株式分割前の発行済株式総数	6,577,000株
	今回の分割により増加した株式数	13,154,000株
	株式分割後の発行済株式総数	19,731,000株
	株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

New Line Up

好評「ねとらぼ」が7,500万PVを突破、 「ねとらぼエンタ」もオープン

ネット上の旬な情報を幅広く紹介するWebサイト「ねとらぼ」が2016年1月の実績値で7,500万PVを超えました。

2015年10月に開設した、ネット上の気になる、人に話したいエンタメ情報を紹介するサイト「ねとらぼエンタ」も、月間1,000万PVを超えるサイトに成長しており、来年度は「ねとらぼ」全体で月間1億PVの大台を目指します。



「ITmedia ビジネスオンライン」開設から 10カ月で2,000万PVを達成

2015年4月に開設した「事業を牽引するアクションリーダー」を主要な読者としたビジネス情報サイト

ITmediaビジネス
O N L I N E

「ITmedia ビジネスオンライン」が、2016年2月の実績値で2,000万PVを超えました。「ITmedia ビジネスオンライン」は、多くの企業への取材を通してその最新動向や戦略を紐解き、企業の現場で活躍するビジネスパーソンに分かりやすく伝えるビジネス情報サイトであり、当社は今後も同領域の拡大を図ってまいります。

製造業向けの会員制情報サイト 「TechFactory」オープン

製造業に従事するエンジニアや製品・サービス導入担当者のための無料・会員制情報サイト

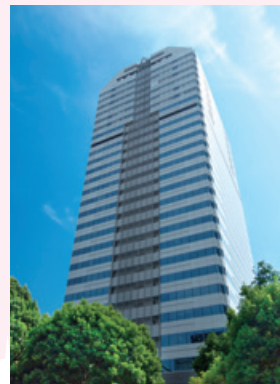


「TechFactory」を2016年4月にオープンいたしました。エレクトロニクス、組み込み開発など、注目テーマごとに専門サイトを設け、業界トレンドや製品・サービスの詳細情報、導入事例などを紹介しています。IT&ビジネス分野において当社が培ってきたリードジェネレーションビジネスのノウハウを、新たに産業テクノロジー分野にも展開することで、さらなる成長を目指します。

オフィス移転のお知らせ

当社では事業拡大に伴う人員増加に対応し、オフィスの移転を決定いたしました。2016年7月4日より新オフィスにて営業を開始いたします。

新オフィスは麴町駅徒歩2分の「紀尾井町ビル」になります。



株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町一丁目3番7号 **日経ビル6階** **日経カンファレンスルーム**

交通のご案内

▶東京メトロ

◆千代田線「大手町駅」神田橋方面改札より……徒歩約2分

◆丸ノ内線「大手町駅」サンケイ前交差点方面改札より……徒歩約5分

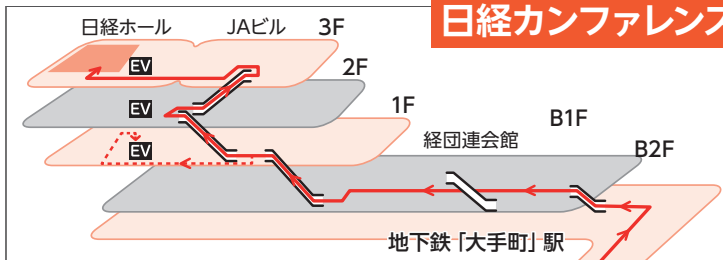
◆半蔵門線「大手町駅」皇居方面改札より……徒歩約5分

◆東西線「大手町駅」中央改札より……徒歩約9分
「竹橋駅」4出口より……徒歩約2分

▶都営地下鉄

◆三田線「大手町駅」大手町方面改札より……徒歩約6分

大手町地下からお越しの場合



日経ビル6階
日経カンファレンスルーム

地上(竹橋・大手町駅)からお越しの場合



駐車場の用意はいたしていませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

